

独立役員の確保及びコーポレート・ガバナンス報告書における開示等について

当取引所では、今般の規則改正に伴い、下記1.の独立役員の確保に係る実務上の留意事項、下記2.の独立役員届出書の提出に係る留意事項、及び下記3.の独立役員のコーポレート・ガバナンス報告書における開示に係る留意事項を取りまとめました。上場会社各位におかれましては、本規則改正の内容及び本留意事項等を十分にご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

(1) 制度の趣旨・独立役員とは

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、適時開示等規則の企業行動規範のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定することとしました。

(*) 独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、平成21年6月公表の経済産業省企業統治研究会報告書においても、一般株主との利益相反問題の回避について、特に、利益相反が生じやすい局面では、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した者の存在が前提となる旨の提言がなされているところであり、また、実際にも、こうした者を確保することについては以前より内外の投資者を中心として、強い要望が寄せられていることを踏まえ、今般対応することとしたものです。

なお、この独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その職務内容や権限、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が変わるものではありませんので、その旨ご留意ください。

(2) 独立役員の確保に係る企業行動規範上の遵守事項

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することが義務づけられています。

【適時開示等規則第31条の2】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保し、その氏名等の情報を当取引所に届け出てください。「(4)独立性に関する判断基準について」において、「一般株主と利益相反が生じるおそれ」があると認められる可能性が高いと考えられる類型を列挙しておりますので、そちらをご参照ください。なお、企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保ですので、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないものではありません。

ん。独立役員を指定する場合の決定方法は、会社の任意で定めることができます（なお、以下においては、独立役員とは、独立役員の要件に該当するもの全員ではなく、会社によって独立役員として指定した者のことをいいます。）。届出の詳細については、「2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」をご参照ください。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われず、企業行動規範に違反した場合は、公表措置など所定の実効性確保手段（適時開示等規則第53条等）を講ずることがあります。なお、当該企業行動規範の適用等に関しては、経過措置がありますので「(6) 経過措置について」を参照してください。

(3) 独立役員の届出について

上場内国会社は、独立役員に関して記載した当取引所所定の「独立役員届出書」を当取引所に提出することが義務づけられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所に提出することが義務づけられています。

【適時開示等規則の取扱い16の2】

独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、当取引所への「独立役員届出書」の提出を求めています。また、提出された「独立役員届出書」については、企業行動規範への遵守状況の確認手続きの透明性を確保する観点から公衆縦覧に供することとしています。

「独立役員届出書」の内容に変更がある場合の届出の時期は、規則上、原則として変更が生ずる日の2週間前までとしております。多くの場合、「独立役員届出書」の内容の変更は、上場会社の定時株主総会の日に生ずると想定されますので、実務上、上場会社は、株主総会の招集通知等を株主に発送するタイミングに併せて届け出いただくことを想定しています。

詳細は、「2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

(4) 独立性に関する判断基準について

前述のとおり、企業行動規範（適時開示等規則第31条の2）では、独立役員として、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を確保することが義務づけられますので、確保及びその適切な届出がなされなかった場合には、企業行動規範違反と認定されます。

独立役員として届け出ようとする者が、以下aからeに掲げる事由に該当している場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあると認められる可能性が高く、企業行動規範の違反となる可能性が高いと考えられます。

独立役員の確保義務の違反に対する公表措置等の要否の判断は、独立役員として届け出る者が、次のaからeまでのいずれかに該当している場合におけるその状況等を総合的に勘案して行います。

a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

※ 「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第

59号) 第8条第3項に規定する親会社をいいます。

- ※ 「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
- ※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。

b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者

- ※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとします。
- ※ 「当該会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出をいただく方の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「当該会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、当該会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。
- ※ 「主要な取引先」とは、当該会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。

c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- ※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ロの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

d. 最近において a から前 c までに該当していた者

- ※ 「最近において a から前 c までに該当していた」場合とは、実質的に現在、a から c までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、a から c までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。

e. 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

- （a） a から前 d までに掲げる者
- （b） 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）を含む。）
- （c） 最近において前（b）に該当していた者

- ※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ハ等に準

じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、a又はbの業務執行者等については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、c.の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を想定しています。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

(5) 事前相談について

上場会社は、独立役員として届け出ようとする者が、前(4)に掲げる事由のいずれかに該当している場合は、必ず事前相談を行ってください。

なお、過去に前(4)に掲げる事由に該当していた者を独立役員として指定する場合には、その旨のコーポレート・ガバナンス報告書における開示は必要となりますが、事前相談は不要です。

事前相談は、原則として、提出予定の「独立役員届出書」の案をあらかじめ用意してください。また、ご相談いただいた内容については、その結果、独立役員として指定することにつき再考をお願いすることも考えられますので、十分な時間的余裕をもって事前相談を行ってください。

※ 「独立役員届出書」の内容に変更が生じる日の2週間前までに、変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所に提出することとなっています（適時開示等規則の取扱い16の2参照）ので、事前相談は早めに行うようご注意ください。

(6) 経過措置について

独立役員の確保が上場会社に義務づけられるのは、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日からとなります。

【適時開示等規則改正付則第4項】

独立役員の確保を上場会社に義務づける適時開示等規則第31条の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用されます。

例えば、3月期決算会社の場合は、平成22年6月までに開催される定時株主総会の日の翌日から、独立役員の確保が求められることとなります。また、2月期決算会社の場合は、平成23年5月までに開催される定時株主総会の日の翌日から、独立役員の確保が求められることとなります。

企業行動規範違反に対する公表措置等は、原則として、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用対象となります。

企業行動規範上の独立役員の確保の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用されますが、この時点で独立役員を確保していない場合であっても、原則として、企業行動規範違反による公表措置等の対象とはなりません。公表措置等の実効性確保手段の適用については、1年間の猶予をおき、その翌年の平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用します。

例えば、3月期決算会社の場合は、平成22年6月の定時株主総会終了後の状況において独立役員が確保されていなくても、原則としてこれによる公表措置等を行いません。しかし、平成23年6月の定時株主総会終了後の状況においてもなお独立役員が確保されていない場合には、公表措置等の対象となりますので、ご注意ください。

独立役員の確保義務は平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用対象となりますが、すべての上場会社が、平成22年3月31日時点における独立役員の確保の状況について、同日までに届出が求められます。

【適時開示等規則の取扱い改正付則第4項】

独立役員制度の開始に先立って、平成22年3月31日時点における全上場会社の独立役員の確保状況を把握するとともに、あらかじめ独立役員に関する事前相談等を一定程度行い、定時株主総会直前の繁忙期における上場会社の実務負担を軽減するために、平成22年3月31日時点における各社の独立役員の確保状況をいったん、届け出ていただきます。

独立役員届出書の提出の詳細については、「2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

(1) 提出時期について

①一斉届出（平成22年3月31日まで）

上場会社は、平成22年3月31日までに、平成22年3月31日時点における独立役員の確保の状況を記載した独立役員届出書を当取引所に提出してください。

企業行動規範（遵守すべき事項）による独立役員の確保が規則上の義務となるのは、平成22年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日からとなります。平成22年3月31日までにを行う一斉届出の時点において独立役員が確保されていない場合は、独立役員が不在である旨の届出になることも想定されます。

独立役員届出書提出後、平成22年3月31日時点における独立役員の確保状況に変更があった場合には、再度、独立役員届出書をご提出いただく必要があります。

一斉届出を行う際に、独立役員が前述の事由に該当する場合には、当取引所へ事前相談を行ってください（「1. (5)事前相談について」参照）。

②独立役員届出書の内容に変更が生じる場合の届出

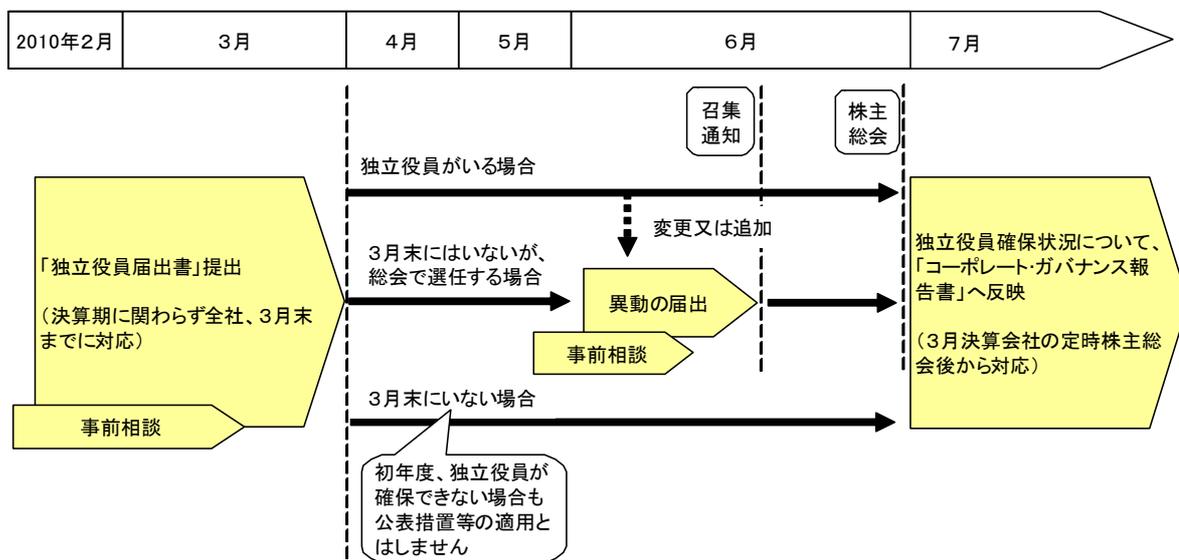
平成22年3月31日までに一斉届出を行った後、平成22年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会（3月期決算会社の場合は、平成22年6月の定時株主総会）において独立役員届出書の内容に変更がある場合には、変更が生じる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

また、独立役員の届出を行ったものの、株主総会で否決される、あるいは、届出後の事情変更により属性が記載どおりにならなかったなどにより、届出書に記載した通りの異動が行われなかった場合は、異動内容の変更について届出を行ってください。このほか、独立役員届出書の記載内容に誤りがあった場合には、速やかに訂正した独立役員届出書を提出してください。

なお、企業行動規範上の独立役員の確保義務は、平成22年3月1日以降に終了する

事業年度に係る定時株主総会の日翌日から課されるものではありませんが、1月期決算会社は平成22年4月までに、2月期決算会社は同年5月までに、定時株主総会が開催され、独立役員が交代するなど、独立役員届出書の記載内容に変更があることも考えられます。この場合も、独立役員届出書の提出をお願いいたします。

〔独立役員届出書の提出に係る日程のイメージ（3月期決算会社の場合）〕



(2) 様式及び提出方法について

「独立役員届出書」の様式につきましては、別添3-1「独立役員届出書」をご利用ください。

また、「独立役員届出書」の作成方法及び提出方法につきましては、別添3-2「独立役員届出書の作成及び提出について」をご参照のうえ、ご提出をお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、今般の規則改正に関する主なご質問及びその回答につきましては、別添3-3「独立役員制度等に関するよくある質問と回答」のとおり取りまとめたので、併せてご参照ください。

3. 独立役員のコーポレート・ガバナンス報告書における開示に係る留意事項について

(1) コーポレート・ガバナンス報告書における開示義務

上場会社は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、独立役員の確保の状況についての記載を追加したコーポレート・ガバナンス報告書を提出する必要があります。

【有価証券上場規程に関する取扱い要領改正付則第8項】

独立役員の確保の状況に関する具体的な記載については、別添2の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領のうち、一重下線部分を参照してください。

なお、独立役員の確保がなされていない場合に、企業行動規範違反として公表措置等の適用対象となるのは、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状態からであり、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後には独立役員が確保されていないケースも想定されますが、その場合には、独立役員が存在しない旨の記載が必要となります。

※ 当該記載要領のうち二重下線部分は、平成22年3月31日までにコーポレート・ガバナンス報告書において対応すべき事項ですのでご注意ください（有価証券上場規程に関する取扱い要領改正付則第5項参照）。

(2) コーポレート・ガバナンス報告書における開示を加重する要件について

独立役員として指定した者が、次のaからeの要件に該当している場合には、これらの要件に該当していてもなお、当該役員を一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定した理由を開示することが求められます。

【有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)】

「1. (4)独立性の判断基準について」において示した独立性に関する判断基準は、基本的には、現在または最近において各事由に該当していることを一定の目安とするものとしたが、ここに掲げるコーポレート・ガバナンス報告書における開示を加重する要件については、過去に一定の事由に該当していた場合も含まれます。a, b, d, eにおいて用いている「業務執行者等」という語が、現在、業務執行者である者に加え、過去において業務執行者であった者を含むことにご留意ください。

過去の該当状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去勤務していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容についてコーポレート・ガバナンス報告書においてご説明いただくことを想定しています。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に所属していた者をいいます。）
- d. 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）
- e. 次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （a） a から前 d までに掲げる者
 - （b） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

※ 以上の a から e に掲げる事由については、別添2の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領において詳細を解説しておりますので、必ずそちらを併せてご確認ください。

以 上